

令和6年度前期監査報告書(部局監査)措置状況通知

前期監査の結果に基づく措置等の状況通知<前期監査報告書(令和6年9月27日)>

「処理」の実施状況

【A:実施済又は決定済】 基準日までに「処理」を実施したもの、又は基準日までに「処理」を実施することを決定したもの 21件
 【C:実施しないことを決定済】 基準日までに「処理」を実施することはできるが、何らかの理由により実施しないことを決定したもの 4件
 【D:実施することができない】 基準日までに手段が無く「処理」を実施することができないことを確認したもの 14件

「再発防止策」又は「改善策」の実施状況

【A:実施済又は決定済】 基準日までに「再発防止策」又は「改善策」を実施したもの、又は基準日までに「再発防止策」又は「改善策」を実施することを決定したもの 39件

○部局監査

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終回答基準日
1	保健部	保健衛生課	【重点】委託業務	犬の処分等業務委託	【指摘】 豊田市契約規則第55条において、監督又は検査は、監督員又は検査員が行うこととされ、両名を任命する必要があるが、いずれも任命されていなかった。	2 頁	1	A:実施済 又は決定済	令和5年度委託契約事務については完了しており、指摘時点で任命を確認し、押印した。	A:実施済 又は決定済	令和6年6月29日、委託契約事務についてのセンター内情報共有会議を実施し、「契約事務書類チェックリスト」の使用を再確認し、見える化及び周知により再発防止を図った。	令和6年10月10日
2	保健部	保健衛生課	【重点】委託業務	犬のしつけ方教室開催業務委託ほか1件	【指摘】 複数単価契約における入札(見積)金額は単価を記載させる必要があるが、総額で記載した見積書が受理されていた。	2 頁	2	D:実施することができない	令和5年度委託契約事務については完了しており、遡って行うことはできない。	A:実施済 又は決定済	令和6年6月29日、委託契約事務についてのセンター内情報共有会議を実施し、手引の内容についての再確認と契約課から提供を受けた複数単価契約用の見積書様式の周知により再発防止を図った。	令和6年10月10日
3	保健部	感染症予防課	【重点】委託業務	令和5年度HIV等検査・相談業務委託	【指摘】 委託契約事務の手引において、見積書は開封日まで開封しないこととされているが、開封日より前に開封されていた。	2 頁	3	D:実施することができない	既に開封されてしまっているため、手段がなく処理を実施することができないことを令和6年6月24日に所属内で確認した。	A:実施済 又は決定済	開封日を2者で確認して見積書を開封することを令和6年7月11日の職場研修で実施した。	令和6年10月10日

令和6年度前期監査報告書(部局監査)措置状況通知

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終 回答基準日
4	建設部	地域建設課	【重点】委託業務	市道下山神殿立岩線ほか道路維持作業業務委託ほか2件	【指摘】委託契約事務の手引において、見積書は開封日まで開封しないこととされているが、開封日より前に開封されていた。	2 頁	4	D：実施することができない	既に開封してしまっており、是正する手段がなく、処理を実施することができないことを令和6年6月13日に確認した。	A：実施済又は決定済	令和6年6月13日から契約事務書類チェックリストの業者選定書の注意事項などの欄に「見積開封年月日、○/○」と、契約締結決定書の注意事項などの欄に「落札日、○/○。起案日、○/○。見積開封年月日以降であることを確認。」を書き加え、担当員・担当長・課長の3人で確認をすることにした。	令和6年10月10日
5	建設部	河川課	【重点】委託業務	野見2号排水樋管清掃及び点検操作委託	【指摘】委託契約事務の手引において、見積書記載内容に誤りがある場合、軽微なものは提出者に確認の上補正し、金額等の重要な誤りがある場合は再提出を依頼することとされている。税抜きで記載すべき見積書金額が税込み金額になっていたが、必要な手続が取られていなかった。	3 頁	5	A：実施済又は決定済	令和6年6月28日に、当該業務委託の自治区に対して、「金額等の重要な誤りがある場合は見積書の再提出する」必要がある旨を説明し、見積書を再提出してもらった。	A：実施済又は決定済	令和6年7月2日から、自治区に対し事前に業務内容、見積書(税抜き)の記入例を説明した上で適正な契約事務を行うこととし、また、契約課が作成した「委託契約チェックリスト」に「見積書記載内容(金額等)に重要な誤りがある場合は再提出を依頼すること」を目立つ書体で記載し、担当者の気付きを促すとともに、必ず複数名(担当者、担当長)で確認する体制とした。	令和6年10月10日
6	保健部	感染症予防課	【重点】委託業務	HER-SYS情報管理システム運用支援業務委託	【指摘】委託契約書において、豊田市業務委託契約約款が令和5年4月1日から改正となったにもかかわらず、改正前のものが添付されていた。	3 頁	6	D：実施することができない	既に契約締結及び契約期間が満了している案件であるため、手段がなく処理を実施することができないことを令和6年6月24日に所属内で確認した。	A：実施済又は決定済	決裁時及び契約書作成時に最新の約款が添付されているかを担当者と担当長の2者で確認することを令和6年7月11日の職場研修で実施した。	令和6年10月10日
7	生涯活躍部	スポーツ振興課	【重点】委託業務	学校開放事業業務委託(童子山小学校)ほか8件	【指摘】委託契約書において、豊田市業務委託契約約款が令和5年4月1日から改正となったにもかかわらず、改正前のものが添付されていた。	3 頁	7	D：実施することができない	令和5年度の委託契約書で既に契約期間は終了し、変更できないことを令和6年5月17日に確認した。	A：実施済又は決定済	職場研修により、委託事務の根拠を示すとともに、契約事務の手引等により、一つ一つの事務の意味の理解を徹底するよう共有した。「委託契約チェックリスト」を使用し、担当者による確認と担当長による決裁時の確認を行うことを令和6年6月27日に決定した。	令和6年10月10日

令和6年度前期監査報告書(部局監査)措置状況通知

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終 回答基準日
8	生涯活躍部	スポーツ振興課	【重点】委託業務	しもやまスポーツクラブハウス機械警備業務委託	【指摘】 委託契約事務の手引において、契約書には契約約款を添付することとされているが、添付されていなかった。	3 頁	8	D：実施することができない	令和5年度の委託契約書で既に契約期間は終了し、変更できないことを令和6年5月17日に確認した。	A：実施済又は決定済	「公印使用申請」の際に必ず関係書類を添付し、担当長が再度書類の内容が正しいか確認することを令和6年6月27日に決定。職場研修による共有も併せて行った。	令和6年10月10日
9	生涯活躍部	スポーツ振興課	【重点】委託業務	学校開放事業業務委託(童子山小学校)ほか2件	【指摘】 委託契約事務の手引において、契約書に添付される積算書には金額を記載しないこととされているが、記載されていた。	3 頁	9	D：実施することができない	令和5年度の委託契約書で既に契約期間は終了し、変更できないことを令和6年5月17日に確認した。	A：実施済又は決定済	職場研修により、契約事務の手引等による事務の理解を徹底するよう共有した。「委託契約チェックリスト」を使用し、担当者による確認と担当長による決裁時の確認を行うことを令和6年6月27日に決定した。	令和6年10月10日
10	保健部	感染症予防課	【重点】委託業務	新型コロナウイルス感染症患者等移送業務委託	【指摘】 委託契約書において、異なる委託名が記載された豊田市個人情報の取扱いに関する特記が添付されていた。	3 頁	10	D：実施することができない	既に契約締結及び契約期間が満了している案件であるため、手段がなく処理を実施することができないことを令和6年6月24日に所属内で確認した。	A：実施済又は決定済	契約書を作成して押印する前に担当者と担当長の2者で正しく書類が閉じられているかについて確認することを令和6年7月11日の職場研修で実施した。	令和6年10月10日
11	生涯活躍部	文化振興課	【重点】委託業務	屋外モニタリング詳細点検等業務委託	【指摘】 豊田市契約規則第41条第3項及び第4項において、受託者は、業務の全部又は指定した主たる部分を第三者に請け負わせてはならないとされている。そのため、委託契約事務の手引において、再委託を認める場合は、委託業務仕様書に、再委託ができない「主たる部分」を記載し、再委託を認めない場合は、再委託を認めない旨を記載することとされているが、記載されていなかった。	4 頁	11	C：実施しないことを決定済	委託業務が完了していること、また再委託も行われていないことから、処理(仕様書を変更)しないことを令和6年7月1日に決定した。	A：実施済又は決定済	令和6年7月1日に、業務委託や物品購入などの発注業務の際に、確認が漏れないよう、契約課作成チェックリスト一式を決裁板とセットで設置した。さらに、全ての決裁板見開き部分に、決裁時にはチェックリストをセットする旨の注意喚起文と決裁区分表を貼り付け、失念しない仕組みとした。	令和6年10月10日

令和6年度前期監査報告書(部局監査)措置状況通知

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終 回答基準 日
12	美術・博物部	美術館	【重点】委託業務	童子苑東側園路侵入防止柵設置委託ほか2件	【指摘】 豊田市契約規則第41条第3項及び第4項において、受託者は、業務の全部又は指定した主たる部分を第三者に請け負わせてはならないとされている。そのため、委託契約事務の手引において、再委託を認める場合は、委託業務仕様書に、再委託ができない「主たる部分」を記載し、再委託を認めない場合は、再委託を認めない旨を記載することとされているが、記載されていなかった。	4 頁	12	D：実施することができない	業務が完了したため、契約書を修正できない。	A：実施済 又は決定済	これまでの監査の指摘を踏まえ、委託業務の決裁時にはチェック表を添付していた。そのチェック表に、仕様書に再委託の一部を認める又は認めないが記載されているかどうかを確認する項目を令和6年6月20日に追加し、館内職員に周知後、このチェック表の使用を開始した。	令和6年10月10日
13	建設部	河川課	【重点】委託業務	3D都市モデル整備委託ほか1件	【指摘】 豊田市契約規則第41条第3項及び第4項において、受託者は、業務の全部又は指定した主たる部分を第三者に請け負わせてはならないとされている。そのため、委託契約事務の手引において、再委託を認める場合は、委託業務仕様書に、再委託ができない「主たる部分」を記載し、再委託を認めない場合は、再委託を認めない旨を記載することとされているが、記載されていなかった。	4 頁	13	A：実施済 又は決定済	当該2件は、いずれも再委託がないことを確認した上で、業務を実施していたが、各委託業務契約者から、再委託がなかった旨の報告書(令和6年6月27日、28日)を改めて提出してもらい、受領した。	A：実施済 又は決定済	令和6年7月2日から、契約課が作成した「委託契約チェックリスト」の「再委託に関する事項」を目立つ書体、網掛けに変更し、担当者の気付きを促すとともに、必ず複数名(担当者、担当長)で確認する体制とした。	令和6年10月10日
14	消防本部	警防救急課	【重点】委託業務	野生動物の死骸収集運搬委託	【指摘】 豊田市契約規則第41条第3項及び第4項において、受託者は、業務の全部又は指定した主たる部分を第三者に請け負わせてはならないとされている。そのため、委託契約事務の手引において、再委託を認める場合は、委託業務仕様書に、再委託ができない「主たる部分」を記載し、再委託を認めない場合は、再委託を認めない旨を記載することとされているが、記載されていなかった。	4 頁	14	C：実施しないことを決定済	再委託についての記載がある仕様書に差し替えることは可能であるが、当該契約は適切に委託事務が完了しているため、仕様書の差し替えを実施しないことを令和6年6月20日に決定した。	A：実施済 又は決定済	令和6年6月25日に、委託契約チェックリストの添付及び確認を徹底することを決定した。 委託業務仕様書作成に必要な項目を確認するとともに、再委託に関する適正な契約事務の教養を行った。	令和6年10月10日

令和6年度前期監査報告書(部局監査)措置状況通知

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終 回答基準日
15	消防本部	予防課	【重点】委託業務	シャッターラッピング制作及び施工業務委託	【指摘】 豊田市契約規則第41条第3項及び第4項において、受託者は、業務の全部又は指定した主たる部分を第三者に請け負わせてはならないとされている。そのため、委託契約事務の手引において、再委託を認める場合は、委託業務仕様書に、再委託ができない「主たる部分」を記載し、再委託を認めない場合は、再委託を認めない旨を記載することとされているが、記載されていないかった。	4 頁	15	C：実施しないことを決定済	前年度の契約書類に関わるもので、すでに契約の履行が完了しているため、実施しないことを令和6年6月24日に決定した。	A：実施済又は決定済	令和6年6月24日に、委託契約チェックリストの添付及び確認を徹底することを決定した。 職場研修により、委託業務仕様書作成に必要な項目を確認するとともに、再委託に関する適正な契約事務を併せて共有した。	令和6年10月10日
16	美術・博物館部	文化財課	【重点】委託業務	近代の産業とくらし発見館ホームページ保守管理委託	【意見】 委託業務仕様書において、受託者は月末に作業内容の報告をすることとされているが、作業内容が記載されていない月次報告書が受理されていた。 委託内容が適切に履行されているか厳正に確認されたい。	4 頁	16	D：実施することができない	ホームページは令和5年度末で閉鎖し、業務内容も問題がなかったため、改めて月次報告書を提出させないことを令和6年6月27日に確認した。	A：実施済又は決定済	令和6年6月27日から、同様の案件であれば「サーバーデータの維持管理」と記載するなど、報告書の内容が仕様書に沿った内容であるか確認を行うこととした。	令和6年10月10日
17	生涯活躍部	文化振興課	【重点】委託業務	豊田市民美術展データ入力及び受付等業務委託	【指摘】 豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記第7条において、受託者は個人情報等の提供を受けた場合は直ちに個人情報・重要情報預り証を提出することとされているが、一部の個人情報の提供にあたり、個人情報・重要情報預り証が提出されていないかった。	4 頁	17	C：実施しないことを決定済	委託業務が完了していること、また預けた紙媒体も全て返却されていることから、処理（預り証を作成）しないことを令和6年7月1日に決定した。	A：実施済又は決定済	令和6年7月1日に、担当業務マニュアル及び業者入力指示書へ、個人情報の受渡しの際の必要書類と、2人以上で預り証の確認を行う旨を明記した。	令和6年10月10日
18	保健部	健康政策課	【重点】委託業務	がん検診（無料クーポン券）受診勧奨はがき作成委託	【意見】 委託業務仕様書において、受託者の資格条件として、個人情報を扱うため、ISMS（ISO27001：情報セキュリティマネジメントシステム）の認証取得又はプライバシーマークの認定を必要としているが、資格条件の確認を行った証跡が見受けられなかった。 委託業務仕様書に定められた受託者の資格条件の確認は、確実に行われたい。	5 頁	18	A：実施済又は決定済	令和6年6月26日に、本契約期間中に資格条件に適合していたことを書面にて確認した。	A：実施済又は決定済	今後は、仕様書に資格条件の証明となる物を書面で提出することを追記し業者に提出を求めるとともに、委託業務届出書受領時に担当職員が書面で資格を確認することとする。契約事務書類チェックリストに本指摘事項を追加し、確認を徹底する。	令和6年10月10日

令和6年度前期監査報告書(部局監査)措置状況通知

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終 回答基準日
19	保健部	保健衛生課	【重点】委託業務	豊田市動物愛護センター消防設備等保守点検委託	【指摘】 豊田市情報セキュリティに関する特記第3条において、作業責任者及び作業従事者を定めて書面により報告しなければならないとされているが、報告されていなかった。	5 頁	19	A：実施済 又は決定済	令和6年7月5日までに当該書類を契約者から書面により報告を受けることを、令和6年6月29日に決定し、同日報告を受けた。	A：実施済 又は決定済	令和6年6月29日、委託契約事務についてのセンター内情報共有会議を実施し、手引の内容についての再確認と契約締結後に疑義が生じた場合の整理や記録作成方法の周知により再発防止を図った。	令和6年10月10日
20	生涯活躍部	スポーツ振興課	【重点】委託業務	猿投公園の管理運営等に関する指定管理業務	【指摘】 個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記第3条第4項において、作業従事者を変更する場合は書面にて報告しなければならないとされているが、報告されていなかった。	5 頁	20	A：実施済 又は決定済	事業者に対して「作業従事者変更報告書」の提出を促し、令和6年5月20日に書面の提出を確認した。	A：実施済 又は決定済	「作業責任者等報告書」の作業従事者欄の表記を「年度協定書のとおり」とし、「作業従事者変更報告書」の提出を不要とすることを令和6年6月27日に決定。職場研修による制度理解の共有も併せて行った。 年度途中で作業従事者に変更があった場合は、指定管理者から変更報告書を提出する旨を伝達し、提出のあった報告書を確認するように職場研修にて共有を図った。	令和6年10月10日
21	美術・博物部	文化財課	【重点】委託業務	郷土資料館ホームページ管理委託ほか1件	【指摘】 豊田市情報セキュリティ基本要綱第50条の規定に基づき定められた外部委託等におけるセキュリティ管理基準において、当該基準の対象となる業務を外部委託する場合は、契約書に情報セキュリティに関する特記を添付することとされているが、添付されていなかった。	5 頁	21	D：実施することができない	両ホームページは令和5年度末で閉鎖し、業務内容にも支障がなかったため、改めて契約書等を作成しないことを令和6年6月27日に確認した。	A：実施済 又は決定済	現在行っている「契約事務書類チェックリスト」での確認に加え、令和6年6月27日から新規の委託発注時に「セキュリティに関する特記作成ツール」を使い、特記が必要な案件か確認を行うこととした。	令和6年10月10日
22	消防本部	予防課	【重点】委託業務	図面専用PDFソフトウェア保守委託	【指摘】 受託者から提出された委託業務再委託承認申請書について、豊田市契約規則第41条第6項に規定される承認・不承認の手続が行われていなかった。	5 頁	22	A：実施済 又は決定済	令和6年度の決裁で遅れた理由を記載し、手続を行った後、令和6年6月25日付けで受託者へ送付した。	A：実施済 又は決定済	令和6年6月24日に、契約事務書類チェックリストの添付及び確認を徹底することを決定した。 受託者から提出された委託業務再委託承認申請書については、文書管理システムで收受し、回答機能を使用することで、手続き漏れを防止することとした。 職場研修により、再委託に関する必要書類を確認するとともに、適正な契約事務を併せて共有した。	令和6年10月10日

令和6年度前期監査報告書(部局監査)措置状況通知

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終 回答基準日
23	建設部	河川課	【重点】 委託業務	雨水貯留施設維持管理 作業委託	【指摘】 委託業務仕様書において、受託者は除去作業により発生したゴミ類を集積した状況が分かる写真を提出することとされているが、当該記録写真が提出されていなかった。	6 頁	23	A：実施済 又は決定済	令和6年7月1日に、市担当者が当該委託契約者の責任者と全ての小学校の指定場所に行き、確実にその場所に集積していたことを改めて確認した。	A：実施済 又は決定済	令和6年7月2日から、契約課が作成した「委託契約チェックリスト」に「仕様書に記載した、特に定めた項目等が履行されているか。(写真撮影項目等)」を目立つ書体で記載し、担当者の気付きを促すとともに、必ず複数名(担当者、担当長)で確認する体制とした。	令和 6 年 1 0 月 1 0 日
24	建設部	河川課	【重点】 委託業務	安永川浄化用水導水機 場ほか点検 委託	【指摘】 健康保険法等の一部改正により、被保険者証に記載の保険者番号及び被保険者等記号・番号については、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることが禁止された。これにより、提出書類に添付される被保険者証の写しには保険者番号等にマスキングを施すことが必要となったが、行われていなかった。	6 頁	24	A：実施済 又は決定済	令和6年6月12日に、被保険者証の写しの保険者番号等にマスキングを施した。	A：実施済 又は決定済	令和6年7月2日から、契約課が作成した「委託契約チェックリスト」に「被保険者証にマスキングが施されているか。」を目立つ書体で記載し、担当者の気付きを促すとともに、必ず複数名(担当者、担当長)で確認する体制とした。	令和 6 年 1 0 月 1 0 日
25	生涯活躍部	スポーツ振興課	収入事務	行政財産目的外使用料	【指摘】 地方自治法第231条の3第1項及び豊田市行政財産目的外使用料条例第6条第1項において、地方公共団体の歳入を納期限までに納入しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないとされているが、納期限後に督促がされておらず、未納となっているものがあつた。	6 頁	25	A：実施済 又は決定済	対象者に対して、令和6年3月15日以降、複数回督促を行い、令和6年5月16日に納入を確認した。	A：実施済 又は決定済	調定額や請求先を一元管理しているエクセルに納期限を明記し、その上で、納入確認を行う事務手続を毎月末に設け、担当者の確認後に担当長が最終確認を行うことを令和6年6月27日に決定。職場研修による共有も併せて行った。	令和 6 年 1 0 月 1 0 日
26	建設部	土木管理課	収入事務	道路等一般 占用料	【指摘】 豊田市予算決算会計規則第43条第1項及び第2項において、収入未済額があるときは、その金額を翌年度の歳入に繰り越さなければならず、過年度の収入未済額については4月1日に繰り越すとされている。令和5年5月に納付された令和3年度の占用料について、令和5年度の歳入とすべきところ、令和4年度の歳入とされていた。	6 頁	26	D：実施することができない	令和4年度出納閉鎖の理由で、入金を移動できないことを監査時(令和6年5月31日)に確認した。	A：実施済 又は決定済	令和6年7月1日に収入未済額を管理しているファイル(調定決定書)の表紙に、財政課の通知文などを貼り付け見える化を行い、次年度以降も毎年3月に通知文の更新を行うことにより担当者の気づきを促し防止する。 また、通知文に今回の事案で誤った点などを赤字で記載した注意文書を担当内で共有するとともに、異動時の業務引継書に明記し伝承を行うこととした。	令和 6 年 1 0 月 1 0 日

令和6年度前期監査報告書(部局監査)措置状況通知

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終 回答基準 日
27	生涯活躍部	市民活躍支援課	収入事務	原符	【指摘】 原符(領収書の控え)の取扱いにおいて、書き損じた場合は領収書を切り離さず保管すべきところ、保管されていないものがあった。	6 頁	27	A:実施済 又は決定済	令和6年6月20日に、切り離れた書き損じの領収書を改めて、探したが発見できなかった。	A:実施済 又は決定済	令和6年6月20日に当該指摘内容を課内共有し、領収書等の慎重な取扱いを再確認した。 なお、令和6年3月31日に指定管理業者の徴収事務手続が変更(法令改正)により、市が原符を取り扱うことがなくなったため、当該事象の再発防止策は済。	令和 6 年 1 0 月 1 0 日
28	消防本部	予防課	収入事務	原符	【指摘】 原符(領収書の控え)の取扱いにおいて、書き損じた場合は領収書を切り離さず保管すべきところ、保管されていないものがあった。	6 頁	28	D:実施す ることがで きない	回収した領収書の紛失により、処理できないこと及び現金の管理は適正にされていたことを令和6年6月24日に確認した。	A:実施済 又は決定済	令和6年6月24日に、以下の内容について実施することを決定した。 原符及び領収書の取扱いに関する注意事項(書き損じや返品等により切り離してしまった場合は、ホッチキスで留めるなど)を原符に添付した。 職場研修により、原符の適正な取扱い事務を併せて共有した。	令和 6 年 1 0 月 1 0 日
29	生涯活躍部	市民活躍支援課	収入事務	原符	【意見】 原符(領収書の控え)の取扱いにおいて、書き損じたのかそうでないのかが不明瞭なものがあった。 原符は金銭授受の証明となる書類であり、適切に管理されたい。	7 頁	29	A:実施済 又は決定済	令和6年6月20日に指摘内容を受けた事象を課内で確認し、抹消や訂正を重ねたことで、不明瞭な状態であることを再認識した。	A:実施済 又は決定済	令和6年6月20日に当該指摘内容を課内共有し、領収書等の慎重な取扱いを再確認した。 なお、令和6年3月31日に指定管理業者の徴収事務手続が変更(法令改正)により、市が原符を取り扱うことがなくなったため、当該事象の再発防止策は済。	令和 6 年 1 0 月 1 0 日
30	美術・博物部	美術館	収入事務	原符	【意見】 原符(領収書の控え)の取扱いにおいて、書き損じたのかそうでないのかが不明瞭なものがあった。 原符は金銭授受の証明となる書類であり、適切に管理されたい。	7 頁	30	A:実施済 又は決定済	該当の原符の対象者が漆講座を欠席したことを確認し×を付けた。	A:実施済 又は決定済	令和6年6月20日に、原符の表紙にある「書き損じは、破らずに×を打って残しておくこと」という注意書きの部分にマーカーで印を付け、館内職員に周知した。	令和 6 年 1 0 月 1 0 日

令和6年度前期監査報告書(部局監査)措置状況通知

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終 回答基準日
31	生涯活躍部	文化振興課	補助金等交付事務	豊田市協会 公社等運営 費補助金	【指摘】 豊田市補助金等交付規則第8条第2項において、計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、交付決定を変更することができることとされている。計画変更承認申請書に添付されている根拠資料において、数字の不整合が見受けられたが、そのまま変更交付決定がされていた。	7 頁	31	A：実施済 又は決定済	令和6年5月9日に、添付資料を正しいものに差し替えた。	A：実施済 又は決定済	令和6年7月1日に、文化振興財団に提出資料の基となるデータについて、内容の確認がしやすくなるよう表中にコメントの付加や、色分けするなどの改善を指示した。また、毎年の書類提出時にデータでの提出も依頼した。さらに、提出された書類が誰でも確実に確認できるよう手順書を作成した。	令和 6 年 1 0 月 1 0 日
32	保健部	感染症予防課	物品の管理	新型コロナ ウイルスワ クチン接種 事務用通訳 タブレット 借入	【指摘】 賃貸借契約書において、豊田市物品賃貸借契約約款が令和5年4月1日から改正となったにもかかわらず、改正前のものが添付されていた。	7 頁	32	D：実施す ることがで きない	既に契約締結及び契約期間が満了している案件であるため、手段がなく処理を実施することができないことを令和6年6月24日に所属内で確認した。	A：実施済 又は決定済	決裁時及び契約書作成時に最新の約款が添付されているかを担当者と担当長の2者で確認することを令和6年7月11日の職場研修で実施。	令和 6 年 1 0 月 1 0 日
33	生涯活躍部	スポーツ振興課	物品の管理	防犯カメラ ネットワーク システム 賃貸借	【指摘】 個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記第3条において、作業責任者及び作業従事者を定めて書面により報告しなければならないとされているが、報告されていなかった。	7 頁	33	A：実施済 又は決定済	令和6年5月17日に事業者に対して「作業責任者等報告書」の提出を促し、書面の提出を確認した。	A：実施済 又は決定済	長期継続契約の契約時点、年度更新時点の事務において、「契約事務書類チェックリスト」を使用し、担当者による確認と決裁時の確認を行い、資料の提出漏れを防ぐことを令和6年6月27日に決定。職場研修による共有も併せて行った。	令和 6 年 1 0 月 1 0 日
34	生涯活躍部	スポーツ振興課	物品の管理	備品の管理	【指摘】 豊田市物品管理規則第22条及び第23条において、使用の必要がなくなった物品は不用の決定をした上で処分することができることと定められている。また同規則第26条において、物品の受払いの都度、物品出納簿に記帳することが定められているが、廃棄済みの物品が処分に関する記帳がされないまま物品出納簿に記載されていた。	7 頁	34	A：実施済 又は決定済	令和6年6月5日に廃棄手続を行い、備品台帳と合っていることを確認済み。	A：実施済 又は決定済	備品担当責任者を選任し、紙出力による備品台帳の全件確認作業を行うことを令和6年6月27日に決定。職場研修による共有も併せて行った。	令和 6 年 1 0 月 1 0 日

令和6年度前期監査報告書(部局監査)措置状況通知

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終 回答基準 日
35	美術・博物部	博物館	物品の管理	切手等受払い管理簿	【指摘】 切手の管理において、使用者名が未記入であるにもかかわらず、確認者が確認者欄に押印し、使用されているものがあった。	8 頁	35	A：実施済 又は決定済	令和6年5月31日に、職員に聞き取り確認を実施し、使用の確認をした上で使用者名を記入した。	A：実施済 又は決定済	6月から確認者が、筆記具にて記入項目にチェックを入れながら確認を実施し、確認後切手等を渡すこととした。	令和6年10月10日
36	生涯活躍部	市民活躍支援課	物品の管理	切手等受払い管理簿	【指摘】 切手の管理において、使用者名が未記入であるにもかかわらず、確認者が確認者欄に押印し、使用されているものがあった。	8 頁	36	A：実施済 又は決定済	令和6年6月20日に、確認者に切手の使用者を確認し、使用者名を記入した。	A：実施済 又は決定済	令和6年6月20日に当該指摘内容を課内共有し、切手管理ルールの再確認を実施した。 なお、切手等の使用頻度が低いため、保管している切手類は、全て庶務課に令和6年4月5日に返却済。	令和6年10月10日
37	生涯活躍部	市民活躍支援課	物品の管理	切手等受払い管理簿	【指摘】 切手の管理において、使用目的が未記入であるにもかかわらず、確認者が確認者欄に押印し、使用されているものがあった。	8 頁	37	A：実施済 又は決定済	令和6年6月20日に、使用目的を使用者に確認し、「返信用」と記入した。	A：実施済 又は決定済	令和6年6月20日に当該指摘内容を課内共有し、切手管理ルールの再確認を実施した。 なお、切手等の使用頻度が低いため、保管している切手類は、全て庶務課に令和6年4月5日に返却済。	令和6年10月10日
38	生涯活躍部	市民活躍支援課	物品の管理	切手等受払い管理簿	【指摘】 切手の管理において、確認者は前月からの繰越枚数を確認した際は、確認者欄に押印すべきところ、押印されていないものがあった。	8 頁	38	A：実施済 又は決定済	令和6年6月20日に確認者に繰越枚数を再確認し、確認者欄に押印した。	A：実施済 又は決定済	令和6年6月20日に当該指摘内容を課内共有し、切手管理ルールの再確認を実施した。 なお、切手等の使用頻度が低いため、保管している切手類は、全て庶務課に令和6年4月5日に返却済。	令和6年10月10日

令和6年度前期監査報告書(部局監査)措置状況通知

No.	部局名	所属名	監査項目	事業名等	監査結果	該当ページ	該当箇所	I 「処理」の 実施状況	II 「処理」の内容	III 「再発防止 策」 又は「改善 策」の実施 状況	IV 「再発防止策」又は「改善策」の内容	最終 回答 基準日
39	美術・博物部	美術館	物品の管理	切手等受払い管理簿	【指摘】 切手の管理において、確認者は前月からの繰越枚数を確認した際は、確認者欄に押印すべきところ、押印されていないものがあった。	8 頁	39	A：実施済 又は決定済	前月の残数と、繰越数に相違がないことを、担当長・管理職の複数名で確認し、確認者の署名をした。	A：実施済 又は決定済	令和6年6月20日、館内打合せにおいて、当該指摘の共有を行い、切手管理のルールを周知した。 記入例及び管理簿の繰越確認欄に「確認印忘れない」と追記し、マーカーし目立つようにして、切手の繰越枚数を確認後、確認者が必ず押印するようにした。	令和 6 年 1 0 月 1 0 日